

別添2

防犯功績者に対する褒章推薦基準

防犯功績者に対する藍綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 30年以上引き続いて、毎月1回以上、通算720回以上にわたり防犯活動を行った者であること。
- 2 防犯協会傘下の団体の役員として1年以上在職した者であること。
- 3 防犯功労者として警察庁長官表彰以上の表彰 ((公財)全国防犯協会連合会会長との連名表彰である防犯栄誉金章を含む。) を受けた者であること。

- 上記1中の「防犯活動」の具体例は、
 - ・ 防犯診断活動、防犯広報
 - ・ 防犯パトロール
 - ・ 青少年に対する健全育成運動等をいう。
- 上記2中の「防犯協会傘下の団体」とは、防犯協会の支部等に限らず、少年補導員連絡協議会、防犯指導員連絡協議会、地域安全推進協議会、地区少年警察ボランティア連絡協議会等の防犯協会と関連を有する団体も該当する場合があるが、いずれも警察署単位以上の団体とする。
- 上記2中の「防犯協会傘下の団体の役員」とは、当該団体の規約等に規定する役員をいう。
- 少年補導員の場合は、防犯栄誉金章を受けた者とする。